

# 災害発生時の休園判断基準

	事前予知が可能な災害					事前予知が不可能な災害				
	警戒レベル	風水害	土砂災害	気象情報	大雪	震度	地震	感染症	新型コロナウイルス	
休園判断基準	5 緊急安全確保	原則休園	原則休園	特別警報	原則開所  大雪特別警報の発令や福井市雪害対策本部の設置の条件下で、施設状況や人員体制、周辺環境等を踏まえて、登園自粛を依頼したり、休園となる可能性があります	6以上	園：施設の安全や職員の確保が困難な場合は休園の可能性有	国または県の発令する感染レベルに応じて休園	園で感染者が発生し、今後感染拡大が見込まれる場合休園  今後、国の方針等を踏まえて、見直す可能性有	
	4 避難指示	原則休園	原則休園	警報		5強	園：施設の安全や職員の確保が困難な場合は休園の可能性有			
	3 高齢者等避難	休園の可能性有	休園の可能性有 (土砂災害警戒区域に立地)			5弱	園：施設の安全や職員の確保が困難な場合は休園の可能性有			
	2	上記の基準にかかわらず、施設の立地条件等を考慮してより一層の警戒が必要となる場合、休園となる可能性があります	土砂災害警戒区域に立地しない園においては、通路が土砂災害警戒区域を通る等の止むを得ない事由で休園となる可能性があります			4				
	1					注意報	3			
							2			
休園判断時期	登園前	午前6時の時点で判断 午前6時から登園前までは、避難情報の発令時点で判断	午前6時の時点で判断 午前6時から登園前までは、避難情報の発令時点で判断	午前6時の時点で判断		地震発生後に判断	休園となる感染レベルに達した時点で判断	園で感染者が発生した時点で判断		
	保育中	避難情報の発令時点で判断 休園は安全な場所に避難したうえで決定		降雪や周辺等の状況に応じて判断		地震発生後に判断	休園となる感染レベルに達した時点で判断	園で感染者が発生した時点で判断		
応急保育	場所	受入可能な公私立の保育園・幼稚園・こども園 使用可能な公共施設 その他安全に保育をすることが可能な場所								
	対象者	保護者が医療従事者、警察官、消防士である家庭 保護者が社会機能を維持するために就業を継続することが必要な者である家庭 ひとり親家庭や疾病等の理由で、自宅で保育することが困難な家庭 被災された家庭(感染症の場合は除く)								

応急保育は、施設の損壊や保育者の確保困難等の事由により、緊急的に別の場所で長期的な保育が必要となる場合に実施

上記表は、休園を判断する基準(目安)であり、最終的には気象条件や施設の立地条件、周囲の環境状況等を踏まえて判断します。